

(2019年10月1日現在)

## 自動継続新型複利定期預金規定

### 1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書表面記載の最長預入期限に自動的に新型複利定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限。以下同様とします。)までにその旨を取引店に申出てください。  
この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

### 2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)以後の任意の日利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の1年後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。  
なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いするときは一部支払い時)に預入日から最長預入期限(解約する時は解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払日)の前日までの日数および次の預入期間および元金区分に応じた利率(継続後の預金については前記1条第2項の利率。)によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満	「1年以上2年未満」の利率
② 2年以上3年未満	「2年以上3年未満」の利率
③ 3年以上4年未満	「3年以上4年未満」の利率
④ 4年以上5年未満	「4年以上5年未満」の利率
⑤ 5年	「5年」の利率

ただし、この預金の預入日において当金庫が預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部支払い後の預金残高には、一部支払いをした日以後、この一部支払い後の預金残高が該当する金額階層の約定利率(この約定利率は、預入日に定めた利率とします。)を適用します。
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日前に解約する場合および共通規定第4条第4項から第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上